

財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
財務報告内部統制監査基準報告書第1号	財務報告内部統制監査基準報告書第1号
財務報告に係る内部統制の監査	財務報告に係る内部統制の監査
2007年10月24日 改正 2009年3月23日 改正 2011年8月10日 改正 2012年6月15日 改正 2019年7月5日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2023年7月28日 改正 2024年4月18日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第43号)	2007年10月24日 改正 2009年3月23日 改正 2011年8月10日 改正 2012年6月15日 改正 2019年7月5日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2023年7月28日 最終改正 2024年4月18日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第43号)
《Ⅰ はじめに》 (省 略)	《Ⅰ はじめに》 (省 略)
《Ⅱ 用語》 (省 略)	《Ⅱ 用語》 (省 略)
《Ⅲ 内部統制監査の意義》 (省 略)	《Ⅲ 内部統制監査の意義》 (省 略)

新	旧
<p>《3. 内部統制監査の対象》</p> <p>(省 略)</p> <p>15. 内部統制評価の実施基準において、「財務報告」は、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告をいう。」とある。</p> <p>ここで「財務諸表」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条に規定する連結財務諸表及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第1条に規定する財務諸表をいう（以下同じ。）。「財務諸表」については、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により作成する場合だけでなく、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）及び修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合も含むこととされている。また、連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報（当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。）及び財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）は当連結会計年度又は事業年度（当期）の「財務諸表」の一部を構成することとされており、当該比較情報についても当連結会計年度又は事業年度の「財務報告」の範囲に含まれる点に留意する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 財務諸表監査と内部統制監査との関係》</p> <p>《1. 財務諸表監査と内部統制監査の一体化》</p> <p>(省 略)</p> <p>29. 監査人の手続の実施時期については、経営者自身による有効性の評価が行われることが前提となるが、全社的な内部統制の評価結果は、業務プロセスの評価範囲や経営者自身が実施すべき評価手続に影響を及ぼすため監査対象事業年度の初期の段階で監査人による手続の実施が可能となるように経営者と協議しておく必要があると考えられる。また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価及び検討については、その性質上、当該プロセスで内部統制の不備が発見された場合、開示すべき重要な不備に該当する可能性もあるため、前年度の運用状況、四半期決算短信又は半期報告等の作成を利用して決算・財務報告プロセスについて監査対象事業年度の初期の段階で検討ができるように経営者と協議しておくことが効果的かつ効率的と考えられる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>《3. 内部統制監査の対象》</p> <p>(省 略)</p> <p>15. 内部統制評価の実施基準において、「財務報告」は、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告をいう。」とある。</p> <p>ここで「財務諸表」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条に規定する連結財務諸表及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第1条に規定する財務諸表をいう（以下同じ。）。「財務諸表」については、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により作成する場合だけでなく、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）及び修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合も含むこととされている。また、連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報（当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。）及び財務諸表等規則第6条に規定する比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）は当連結会計年度又は事業年度の「財務諸表」の一部を構成することとされており、当該比較情報についても当連結会計年度又は事業年度の「財務報告」の範囲に含まれる点に留意する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 財務諸表監査と内部統制監査との関係》</p> <p>《1. 財務諸表監査と内部統制監査の一体化》</p> <p>(省 略)</p> <p>29. 監査人の手続の実施時期については、経営者自身による有効性の評価が行われることが前提となるが、全社的な内部統制の評価結果は、業務プロセスの評価範囲や経営者自身が実施すべき評価手続に影響を及ぼすため監査対象事業年度の初期の段階で監査人による手続の実施が可能となるように経営者と協議しておく必要があると考えられる。また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価及び検討については、その性質上、当該プロセスで内部統制の不備が発見された場合、開示すべき重要な不備に該当する可能性もあるため、前年度の運用状況、四半期報告等の作成を利用して決算・財務報告プロセスについて監査対象事業年度の初期の段階で検討ができるように経営者と協議しておくことが効果的かつ効率的と考えられる。</p> <p>(省 略)</p>

新	旧
<p>《9. 内部統制監査におけるコミュニケーション》 《(1) 監査役等とのコミュニケーション》</p> <p>44-2. 内部統制監査を含めた一体監査における監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）とのコミュニケーションについては、財務諸表監査における要求事項に加えて、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 監査役等とのコミュニケーションを行うことが要求される事項</p> <p>一体監査での監査役等とのコミュニケーションについては、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」により監査役等とのコミュニケーションが要求される事項に加えて、内部統制監査に係る次の事項に留意する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>④ 監査人の独立性</p> <p>上場企業の場合、監査人は、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務に係る監査対象期間に関連した報酬金額について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならないとされている（監基報 260 第 18 項(2)①参照）。</p> <p>一体監査の場合には、監査人は、当該「監査対象期間に関連した報酬金額」には、内部統制監査に関連した報酬も含めなければならない。なお、これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならないとされている。</p> <p>ただし、監査役等の全員が関連する事実を知っていることが明らかな場合等、監査人の独立性に関するコミュニケーションを行わない場合もある。また、監査人の監査事務所とネットワーク・ファームが財務諸表監査及び内部統制監査以外に企業に関与することがほとんどないような場合には、監査人の独立性に関するコミュニケーションを行わないこともある（監基報 260 の A32 項参照）。</p> <p>(2) コミュニケーション・プロセス</p> <p>監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならないとされている（監基報 260 第 19 項参照）。さらに、監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合、監査上の重要な発見事項について、監査役等と書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行わなければならないとされている（監基報 260 第 20 項参照）。</p> <p>したがって、監査人は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告しなければならない（監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項参照）。このとき、内部統制評価の基準に規定する開示すべき重要な不備は、一般的に監査基準報告書 265 第 5 項に規定する重要な不備に含まれることに留意する（重要な不備と開示すべき重要な不備の関係については、付録 6「内部統制の不備、重要な不備、開示</p>	<p>《9. 内部統制監査におけるコミュニケーション》 《(1) 監査役等とのコミュニケーション》</p> <p>44-2. 内部統制監査を含めた一体監査における監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）とのコミュニケーションについては、財務諸表監査における要求事項に加えて、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 監査役等とのコミュニケーションを行うことが要求される事項</p> <p>一体監査での監査役等とのコミュニケーションについては、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」により監査役等とのコミュニケーションが要求される事項に加えて、内部統制監査に係る次の事項に留意する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>④ 監査人の独立性</p> <p>上場企業の場合、監査人は、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務に係る監査対象期間に関連した報酬金額について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならないとされている（監基報 260 第 15 項参照）。</p> <p>一体監査の場合には、監査人は、当該「監査対象期間に関連した報酬金額」には、内部統制監査に関連した報酬も含めなければならない。なお、これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならないとされている。</p> <p>ただし、監査役等の全員が関連する事実を知っていることが明らかな場合等、監査人の独立性に関するコミュニケーションを行わない場合もある。また、監査人の監査事務所とネットワーク・ファームが財務諸表監査及び内部統制監査以外に企業に関与することがほとんどないような場合には、監査人の独立性に関するコミュニケーションを行わないこともある（監基報 260 の A28 項参照）。</p> <p>(2) コミュニケーション・プロセス</p> <p>監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならないとされている（監基報 260 第 17 項参照）。さらに、監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合、監査上の重要な発見事項について、監査役等と書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行わなければならないとされている（監基報 260 第 18 項参照）。</p> <p>したがって、監査人は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告しなければならない（監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項参照）。このとき、内部統制評価の基準に規定する開示すべき重要な不備は、一般的に監査基準報告書 265 第 5 項に規定する重要な不備に含まれることに留意する（重要な不備と開示すべき重要な不備の関係については、付録 6「内部統制の不備、重要な不備、開示</p>

新	旧
<p>すべき重要な不備の整理」を参照)。</p> <p>(3) 監査役等からの情報の入手 監査役等とのコミュニケーションの目的には、監査人が監査に関連する情報を監査役等から入手することも含まれる(監基報260第9項(2)参照)。 特に、内部統制実施基準においては、監査人は、監査役等の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境やモニタリング等の一部として考慮することとされている。また、全社的な内部統制の整備及び運用の状況の検討に当たっては、監査役等における監視機能について確認することが重要であるとされている。 したがって、監査人は、会社の統制環境やモニタリング等の重要な一部を担う監査役等との有効な双方向のコミュニケーションを通じて、監査役等から監査に関連する必要な情報を入手することが重要と考えられる。</p> <p>(省 略)</p> <p>《V 監査人の独立性》 (省 略)</p> <p>《VI 監査計画の策定》 (省 略)</p> <p>《VII 評価範囲の妥当性の検討》 (省 略)</p> <p>《VIII 全社的な内部統制の評価の検討方法》 (省 略)</p> <p>《IX 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討方法》 (省 略)</p> <p>《X ITに係る全般統制の評価の検討方法》 (省 略)</p> <p>《XI 内部統制の不備の程度の評価》 (省 略)</p>	<p>すべき重要な不備の整理」を参照)。</p> <p>(3) 監査役等からの情報の入手 監査役等とのコミュニケーションの目的には、監査人が監査に関連する情報を監査役等から入手することも含まれる(監基報260第8項(2)参照)。 特に、内部統制実施基準においては、監査人は、監査役等の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境やモニタリング等の一部として考慮することとされている。また、全社的な内部統制の整備及び運用の状況の検討に当たっては、監査役等における監視機能について確認することが重要であるとされている。 したがって、監査人は、会社の統制環境やモニタリング等の重要な一部を担う監査役等との有効な双方向のコミュニケーションを通じて、監査役等から監査に関連する必要な情報を入手することが重要と考えられる。</p> <p>(省 略)</p> <p>《V 監査人の独立性》 (省 略)</p> <p>《VI 監査計画の策定》 (省 略)</p> <p>《VII 評価範囲の妥当性の検討》 (省 略)</p> <p>《VIII 全社的な内部統制の評価の検討方法》 (省 略)</p> <p>《IX 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討方法》 (省 略)</p> <p>《X ITに係る全般統制の評価の検討方法》 (省 略)</p> <p>《XI 内部統制の不備の程度の評価》 (省 略)</p>

新	旧
<p>《X II 不正等への対応》 (省 略)</p>	<p>《X II 不正等への対応》 (省 略)</p>
<p>《X III 経営者の評価の利用》 (省 略)</p>	<p>《X III 経営者の評価の利用》 (省 略)</p>
<p>《X IV 他の監査人等の利用》 (省 略)</p>	<p>《X IV 他の監査人等の利用》 (省 略)</p>
<p>《X V 監査調書》 (省 略)</p>	<p>《X V 監査調書》 (省 略)</p>
<p>《X VI 内部統制監査報告書》 (省 略)</p>	<p>《X VI 内部統制監査報告書》 (省 略)</p>
<p>《2. 内部統制監査報告書の記載事項》 256. 内部統制監査報告書は、基本的に「監査意見」、「監査意見の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分け、それぞれ見出しを付して明瞭に記載する。 (省 略)</p> <p>(4) 内部統制監査における監査人の責任 (省 略)</p> <p>⑨ 上場企業の場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと。なお、上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げる事ができる（監基報 260 の A32 項参照）。 (省 略)</p>	<p>《2. 内部統制監査報告書の記載事項》 256. 内部統制監査報告書は、基本的に「監査意見」、「監査意見の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分け、それぞれ見出しを付して明瞭に記載する。 (省 略)</p> <p>(4) 内部統制監査における監査人の責任 (省 略)</p> <p>⑨ 上場企業の場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと。なお、上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げる事ができる（監基報 260 の A28 項参照）。 (省 略)</p>
<p>《X VII 内部統制監査において入手すべき経営者による確認書》 (省 略)</p>	<p>《X VII 内部統制監査において入手すべき経営者による確認書》 (省 略)</p>

新	旧
<p>《XVII 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>・ 本報告書(2024年9月26日)のうち、企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)に関する事項は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る内部統制監査から適用する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第50項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表) (修正箇所:第15項、第29項、付録4) － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) (上記以外の修正箇所) </div> <p>付録1 内部統制監査において監査調書に記録する事項の例示 (省 略)</p> <p>付録2 統計的サンプル数の例示 (省 略)</p> <p>付録3 一体型内部統制監査報告書の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき) (省 略)</p>	<p>《XVII 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第50項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) </div> <p>付録1 内部統制監査において監査調書に記録する事項の例示 (省 略)</p> <p>付録2 統計的サンプル数の例示 (省 略)</p> <p>付録3 一体型内部統制監査報告書の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき) (省 略)</p>

新	旧
付録4 経営者確認書の文例（連結及び個別財務諸表監査並びに内部統制監査一体型）	付録4 経営者確認書の文例（連結及び個別財務諸表監査並びに内部統制監査一体型）
×年×月×日	×年×月×日
<p>〇〇監査法人 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 代表取締役 （署名） （若しくは記名押印又は電子署名） 財務・経理担当取締役 （署名） （若しくは記名押印又は電子署名）</p> <p>本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに×年×月×日現在の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表等及び内部統制報告書</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。</p> <p>2. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「内部統制府令」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成する責任を果たしました。内部統制報告書は、内部統制府令及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して期末日現在の内部統制の状況を適正に表示しております。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>〇〇監査法人 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 代表取締役 （署名） （若しくは記名押印又は電子署名） 財務・経理担当取締役 （署名） （若しくは記名押印又は電子署名）</p> <p>本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに×年×月×日現在の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表等及び内部統制報告書</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任（継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。</p> <p>2. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書（注3）に記載されたとおり、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「内部統制府令」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成する責任を果たしました。内部統制報告書は、内部統制府令及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して期末日現在の内部統制の状況を適正に表示しております。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>(省 略)</p> <p>(注3) 監査契約において、<u>期中</u>レビュー契約と同時に一体として締結している場合は、「監査契約書」を「監査及び<u>期中</u>レビュー契約書」とする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(注3) 監査契約において、<u>四半期</u>レビュー契約と同時に一体として締結している場合は、「監査契約書」を「監査及び<u>四半期</u>レビュー契約書」とする。</p> <p>(省 略)</p>
<p>付録5 「中小規模企業」の内部統制監査上の留意点</p> <p>(省 略)</p>	<p>付録5 「中小規模企業」の内部統制監査上の留意点</p> <p>(省 略)</p>
<p>付録6 内部統制の不備、重要な不備、開示すべき重要な不備の整理</p> <p>(省 略)</p>	<p>付録6 内部統制の不備、重要な不備、開示すべき重要な不備の整理</p> <p>(省 略)</p>
<p>付録7 重要な事業拠点の選定方法に係る参考例</p> <p>(省 略)</p>	<p>付録7 重要な事業拠点の選定方法に係る参考例</p> <p>(省 略)</p>
以 上	以 上
	以 上